三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
辺別川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和五十年建設省告示第八百四十八号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道上川郡美瑛町字俵真布
八一九九番一地先道路敷　一号
二号及び三号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から八号までを順次結んだ線及び標柱四号と八号を昭和五十年建設省告示第二十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道上川郡美瑛町字俵真布
八二〇二番五地先河川敷　九号
八二〇九番二地先河川敷　十号
八二〇九番三地先河川敷　十一号
八二〇九番五地先河川敷　十二号
八二一五番二地先河川敷　十三号及び十四号
国有林一〇四一林班ル小班　十五号
国有林一〇四一林班あ小班　十六号から十九号まで
国有林一〇四一林班く小班　二十号から二十四号まで及び二十六号から三十号まで
国有林一〇四一林班け小班　二十五号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
居辺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道河東郡上士幌町
字居辺東十五線
二二一番二地先河川敷　一号及び二号
二二七番一二　三号
二二七番一四　四号
二二七番三　五号
二二九番一一地先河川敷　六号及び七号
八号
九号及び十号
十一号及び十二号
十八号
十九号
二十二号
四十四号及び四十五号
四十六号
四十七号
四十八号
四十九号
五十号
五十一号
五十二号
字居辺東十四線
二四〇番七　十三号
二四〇番九　十四号
二四四番五　十五号
三四三番五　十六号
三四三番三　十七号
二四一番一　二十一号
二四八番三　二十二号
二五七番一　二十三号
二六六番六地先河川敷　二十四号
二六六番一地先河川敷　二十五号
二六七番一地先河川敷　二十六号
二六九番一地先河川敷　二十七号
二七六番二　二十八号
二七〇番二地先河川敷　二十九号及び三十一号
二六八番九地先河川敷　三十二号
二六八番八　三十三号
二六六番五地先河川敷　三十四号
二六五番一地先道路敷　三十五号
字居辺東十七線
二二七番九　二十五号
二七五番四地先河川敷　二十六号
二七五番三地先河川敷　二十七号から二十九号まで
字居辺
二四番一　三十六号
三五番二　三十八号及び三十九号
三五番四　四十号
三四番六　四十一号
三四番一地先河川敷　四十二号及び四十三号

○国土交通省告示第三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十九年一月十九日
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
シノ子沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西村山郡河北町谷地
字滝ノ沢　ト一三八二番三　一号
ト一三八四番　二号
ト一三八二番一　三号、十七号及び十九号
ト一三八三番　四号
ト一三八〇番　五号から七号まで
ト一三七六番　八号及び九号
ト一三七五番　十号
ト一三七七番　十一号から十四号まで
ト一三八一番　十五号、十六号及び十八号
ト一三八二番六　二十号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
赤沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県寒河江市大字田代
字赤沢　三四二番　一号
三四一番　二号から十一号まで
九八四番一　十二号から二十二号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
養泉寺沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県東根市大字関山
字片平　一五九八番一　一号及び二号
一六〇三番一　三号
一六〇四番一　四号
一六〇七番二　五号から七号まで
一六〇六番七　八号から十号まで
一六〇五番三先　十一号及び十二号
三〇四一番一　十四号から十六号まで
三〇四一番二　十七号
字内川山　三一一五九番六　十三号
字休石　一六八六番三　十八号
一六八六番四　十九号から二十三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下荻下沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県南陽市下荻
字茶畑　一三三番　一号
一三六番地先道路敷　二号
一三六番地先水路敷　三号
字下見山　一五五五番　四号及び五号
一五五七番一　六号及び七号
字舘山　一五四七番一　八号
字立坂　七五五番　九号
七五七番　十号
七五三番　十一号
七三一番　十二号
字立石　一五九番八　十三号
字沢　一七三番　十四号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
塩田沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線、標柱十五号と十六号を町道十王杉沢の境界線に沿って結んだ線、標柱十六号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域